

ふじのくにエネルギー総合戦略パブリックコメントにおける御意見及びそれに対する県の考え方等

- 1 意見募集期間 令和4年1月27日から2月21日まで
- 2 意見件数等 4人の方から14件の御意見をいただいた
- 3 主な意見の内容及びそれに対する県の考え方

	該当部分	御意見の内容	県の考え方
1	P9 第3章1(1)② 洋上風力発電	洋上風力発電に関する県民シンポジウムを開催し、学びと検討の場を企画して欲しい。	⇒ 御意見を踏まえて取り組む 再生可能エネルギー導入拡大の切り札として、国は洋上風力発電の導入を推進しております。 一方、本県においては、大規模再エネ設備となる洋上風力発電の導入については、漁業者などの利害関係者の抱える大きな不安や、海洋生態系など環境への影響、大規模災害への備えなどに対する懸念をしっかりと解消、払拭できなければ、このような計画は成り立ち得ないものと考えており、環境影響評価等の法令手続きなど本県に関与を求められる場面において、適切に対応をしていくこととしています。
2	P19 成果指標	地方が率先して政府を上回る温室効果ガス削減目標と2030年までの実行計画を発信して欲しい。	⇒ 御意見を踏まえて取り組む この目標値は、「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」の目標値を引用しており、2050年に脱炭素社会を実現するという将来像からのバックキャスト型アプローチと、施策の削減効果の積み上げによる実効性の確保という2つの考え方に基づき、設定しております。 また、県地球温暖化対策実行計画の目標として、目標値と併せて「更なる高みを目指す」旨を記載しており、計画の進捗状況を踏まえ、上方修正も視野に入れて取り組んでまいります。

	該当部分	御意見の内容	県の考え方
3	P19 成果指標	県内の電力消費量に対する再生可能エネルギー等の導入率が30.6%とあるが、国の目標（36～38%）を下回っている。最低でも国の導入率以上の目標を掲げて欲しい。太陽光、風力、中小水力発電はまだ拡大できると思う。	⇒ 御意見を踏まえて取り組む 再生可能エネルギーの導入拡大は、県の温室効果ガス排出削減目標の達成に必要不可欠であり、地域との共生や住民の理解を前提として、一層の導入の拡大を図ってまいります。 一方で、地域の理解を得られない、例えば森林伐採を伴う大規模設備の導入拡大は難しいことから、住宅や事業所などへの太陽光発電の導入を促進するとともに、事業者などが進めているバイオマス発電の導入などにより、可能な限り上積みができるよう努めてまいります。
4	P21 第5章1（1） 地域資源の特色を活かした再エネ整備の整備促進	東京都、長野県のように、屋根太陽光ポテンシャルマップを作成し、屋根太陽光を推進して欲しい。	⇒ 御意見を踏まえて取り組む 再生可能エネルギーの導入拡大を図るにあたり、住宅等の屋根への太陽光発電の導入を重点的に考えております。 この推進については、他県において様々な施策が行われており、常にそれらを参考にしながら、本県の施策を検討しているところです。 今後も引き続き他県等の先進事例における効果や費用等を踏まえ、本県の施策に活かしてまいります。
5	P21 第5章1（1） 地域資源の特色を活かした再エネ整備の整備促進	海外輸入に頼るバイオマス発電は、社会的公正に反する。SDGsモデル県を掲げるなら規制するべき。	⇒ 御意見を踏まえて取り組む 未利用材等を有効利用するバイオマス発電は、再エネ導入拡大のための手段の一つと考えており、本戦略においても導入を推進することとしています。 一方、御意見にもあるとおり、大規模なバイオマス発電施設は利用するバイオマスを海外から輸入する例もあります。 県としては、地域でバイオマスを調達できる施設の導入を進めることに合わせて、国内でバイオマスを調達できる方策（スマートツリーの普及など）も行なってまいります。

	該当部分	御意見の内容	県の考え方
6	P21 第5章1(1) 地域資源の特色を活かした再エネ整備の整備促進	地域事業者がゼロカーボンの先導役となり、再生可能エネルギー事業を支えられるよう地域事業者との連携拡大を事業化して欲しい。	<p>⇒ 御意見を踏まえて取り組む</p> <p>県では、地域と共生し、かつ早期に再生可能エネルギーの導入促進を図るため、自然環境に過大な負荷を与えることのない、住宅や工場等への太陽光発電の導入や、事業者などが進めているバイオマス発電の導入などに重点を置いて、地域事業者の取り組みを後押ししてまいります。</p> <p>具体的には、地域に分散する再生可能エネルギーを、蓄電池と遠隔制御で組み合わせ、電力の有効活用を図る仮想発電所「バーチャルパワープラント」構築への取組や、水素エネルギーの利用を拡大するため、水素ステーションの整備に対する支援を行っております。</p> <p>また、家庭用太陽光発電等の導入をさらに推進するため、設置事業者等と連携し、いわゆる「ゼロ円ソーラー」の啓発事業にも取り組んでまいります。</p>
7	P21 第5章1(1) 地域資源の特色を活かした再エネ整備の整備促進	原子力発電は、リスクが高く出力が不安定な電源であり持続可能ではない。太陽光や風力など、地域の再生可能エネルギーの推進を後押しして欲しい。	<p>⇒ 御意見を踏まえて取り組む</p> <p>県では、地域と共生し、かつ早期に再生可能エネルギーの導入促進を図るため、自然環境に過大な負荷を与えることのない、住宅や工場等への太陽光発電の導入や、事業者などが進めているバイオマス発電の導入などに重点を置いて、地域事業者の取り組みを後押ししてまいります。</p>
8	P21 第5章1(2) 環境と調和した再エネ設備等の整備促進	<p>「太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドライン」では良識のない事業者相手には抑止力に欠け、市町によっては対応が後手になりトラブル解決に至らず、地域住民の懸念が増して再エネへの不信を生む恐れがある。</p> <p>県全体で一定の規制が必要であり、県独自で地元合意を義務化する条例を設ける、環境を守るため抑制区域を設けるといった規制により再エネ政策の適正化を図り、県民に共感される再エネを目指していくことが適当である。</p> <p>メガソーラーだけでなく、大規模風力発電に関しても全国的に反対運動が発生しやすく、再エネへの悪感情に繋がりがやすいため、同様に県独自の規制が必要と感じる。</p>	<p>⇒ 御意見を踏まえて取り組む</p> <p>県では、平成30年に市町の参考となるモデルガイドラインを作成した結果、現在までに20の市町が条例を制定し、ガイドラインまで含めれば、8割が独自の規制を実施しています。</p> <p>一方、森林の開発については、法律による規制が最も有効であることから、事業者が森林法に基づく手続を行う前に、事業計画に関する住民説明会の開催を法律上の要件とするなどの法改正を国に提案しているところです。</p> <p>県としては、地域の実情に精通した市町の取組を支援しながら、地域と共生した再生可能エネルギーの適正な導入を促進してまいります。</p>

	該当部分	御意見の内容	県の考え方
9	P24 第5章1(5) 災害時のレジリエンス強化	防災対策としても、独立電源の普及、高効率断熱材の義務化して欲しい。	⇒ 御意見を踏まえて取り組む 再生可能エネルギーの導入拡大を図るにあたり、住宅等の屋根への太陽光発電の導入を重点的に考えております。 一定の省エネ性能の確保の義務化はまさに国で検討されており、2025年度に建築物省エネ法に規定される省エネ基準への適合義務化を実現するべく議論が進められています。この義務化により、建築物を新築する際に断熱性能や一次エネルギー消費性能に対して規制がかかるものと認識しています。
10	P26 第5章2(2) 水素エネルギーの活用	世界に流通する水素・アンモニアのほとんどが化石燃料から作られている。輸入の際にも温室効果ガスが発生する。ブルー水素（CCS付きの施設で生成された水素）はガスをそのまま発電に使うよりも温室効果ガスを少なくとも2割以上多く排出するという研究もある。水素・アンモニアによる発電は過渡的な技術であり、再エネ由来のCO2フリー水素に限定して欲しい。	⇒ 御意見を踏まえて取り組む 水素エネルギーは、カーボンニュートラルの実現に欠かせないものとして期待されており、国も目標を定めて導入を推進しているところです。 一方で、ご指摘のとおり、現状では、水素の製造、輸送・貯蔵段階において、カーボンの発生が課題となっていることから、将来の水素社会実現に向けて、本県においても地元事業者等と連携して、グリーン水素（再エネ由来のCO ₂ フリー水素）等を活用したシステムの構築を促進してまいります。 今後も引き続き、水素需要の拡大、グリーン水素等の製造技術の開発支援を促進してまいります。
11	P27 第5章3(1) 森林吸収源の確保と森林資源の循環利用の促進	炭酸ガス固定化の為と災害環境保護保全対策としても、皆伐補助金林業からの脱却として、自伐型林業の推進普及して欲しい。裏山里山保全の為の活動に補助金制度を作って欲しい。	⇒ 御意見を踏まえて取り組む 森林の二酸化炭素吸収量の確保や、災害の防止、水源のかん養、環境の保全といった森林の公益的機能を持続的に発揮させていくため、森林所有者や林業経営体のほか、様々な主体の参画による森林整備を促進しております。 なお、森林整備に関しては、幅広い支援制度がありますので、具体的な要望があれば、活動を行う地域を管轄する県農林事務所や市町に御相談ください。

	該当部分	御意見の内容	県の考え方
12	P27 第5章3(3) 「メタネーション」 技術の開発支援と社 会実装の促進	天然ガスを使用するメタネーションは、海外からの輸入に頼らざるを得ず、情勢次第で供給が不安定となり、気候の公平性にも反する。化石燃料に頼る産業への推進は行わず、地域の再生可能エネルギーの普及を推進して欲しい。	⇒ 御意見を踏まえて取り組む メタネーションは、二酸化炭素と水素を用いて、燃料となるメタンを合成する技術であり、工場等から排出される二酸化炭素の回収にも活用できるとされています。 また、カーボンニュートラル実現には、御指摘のとおりメタネーションに使用する水素も、国内で製造するグリーン水素（再生可能エネルギーにより製造した水素）等を用いる必要があるため、グリーン水素等の製造技術開発と合わせて、メタネーション技術の研究開発を推進してまいります。
13	P29 第5章4(2) 企業・官公庁、家庭 での省エネ促進	エネルギー効率がいい家電はなにかの普及をして欲しい	⇒ 御意見を踏まえて取り組む 県ホームページ上に省エネルギー家電に関する情報を掲載した専用ページを設け発信しています。また、地球温暖化対策アプリ「クルポ」において、要件を満たす省エネ家電を購入した場合にポイントを付与することで省エネ家電の普及、買替えを促しています。
14	その他	パブコメ募集期間が3週間と短すぎる。1ヶ月へと延長して欲しい。	⇒ 業務の参考とする 今回のパブリックコメント手続きについては、静岡県の「情報提供の推進に関する要綱」に基づき、規定の範囲内で期限を設定しております。 次回実施時は、御意見を踏まえて募集期間を設定してまいります。